

第16 危険物保安統括管理者選任・解任届出

(法第12条の7第2項)

1 危険物保安統括管理者選任・解任届出に必要な書類

- (1) 危険物保安統括管理者選任・解任届出書（危険物規則様式第19）
- (2) 必要に応じて内容を確認できる資料を添付すること。

2 危険物保安統括管理者選任・解任届出受理上の留意事項

危険物保安統括管理者の資格は特に定められていないが、その責務が事業所における危険物及び危険物施設の保安に関する業務全てを統括管理することであり、また防災に関する最終的な責任を持っていることから、当該事業所の最高責任者をもってあてることが望ましい。